

# 高圧ガス保安法 よくある質問集

令和5年4月1日時点

区分					No.	項目	質問	回答
製 造	貯 蔵	消 費	販 売	容 器				
○	○	○	○	○	Q1	高圧ガス製造施設等の区分	高圧ガスの製造事業所、製造施設、製造設備、ガス設備、高圧ガス設備の区分はどのようになるか。	法令における概念上の関係は以下のようになります。 ① 製造施設 高圧ガスの製造のための施設をいい、製造設備及びこれに付随して必要な施設（事務所、容器置場、障壁、消火設備、防火設備、除害設備等）です。 ② 製造設備 高圧ガスの製造のために用いられる設備をいい、ガス設備、加熱炉、計測器、動力設備、ディスプレイ等が該当します。 ③ ガス設備 高圧ガスの製造設備のうち、製造をする高圧ガスのガスの通る部分をいい、ポンプ、圧縮機、配管、継手、弁、付属品等が該当します。 ④ 高圧ガス設備 ガス設備のうち、高圧ガスの通る部分をいいます。
○	○	○	○	○	Q2	ガスの区分	窒素95%、水素5%の混合ガスは第1種ガスとして取り扱えるか。	第1種ガスは令で定められたガスのみです。第1種ガスのみの混合ガスは第1種ガスとして取り扱いますが、第1種ガスとその他のガスの混合は、第1種ガスとして取り扱いきません。
○	○	○	○	○	Q3	法人の名称、所在地、代表者の変更に伴う手続について①	①法人の名称、本社所在地、代表者の変更があった場合はどのような手続が必要か。 ②事業所を移転する場合はどのような手続が必要か。	単純な社名変更、代表者変更、本社住所変更については「代表者等変更届(県様式)」を提出してください。 ただし、合併等に伴う法人名称の変更は承継等の手続きが必要なので、事前にご相談ください。 また、事業所所在地の変更については、住居表示変更の場合は「代表者等変更届(県様式)」を、移転する場合は廃止届出及び新規許可(届出)の手続きが必要になります。 特に販売事業所や第2種製造事業所の場合は、移転20日前までに新規届出をする必要ですので注意してください。
○	○	○	○	○	Q4	法人の名称、所在地、代表者の変更に伴う手続について②	代表者の委任状をもらって支社長が届出等を行っているが、法人代表者が変更した場合、新たに委任状が必要か。	申請・届出等で委任状を使用する場合は、新たな代表者の名称での委任状が必要となります。
○	○	○	○	○	Q5	法人の名称、所在地、代表者の変更に伴う手続について③	代表者の委任状をもらって支社長が届出等を行っているが、支社長が変更した場合、届出や新たに委任状が必要か。	委任代表者が変更した場合も「代表者等変更届(県様式)」を提出してください。 委任状については、委任先として委任代表者の氏名まで記載されている場合は、新たに委任代表者となった方に対する委任状をもらってください。
○	○	○			Q6	保安距離①	必要な保安距離(設備距離又は置場距離)は敷地内で確保しなければならないか。	保安距離内に後から保安物件が設置された場合でも、必要な距離が確保ができないと技術上の基準に適合せず法令違反となるため、原則として事業所敷地内で確保してください。
○	○	○			Q7	保安距離②	設備距離と置場距離は何が違うのか	設備距離は「貯蔵能力/処理能力」に応じて貯蔵設備や処理設備等の外面から確保すべき距離のことで、一方、置場距離は「容器置場の面積」に応じて容器置場の外面から確保すべき距離のことを指します。どちらも水平距離にて測定してください。
○	○	○			Q8	保安距離③	敷地内に複数の容器置場がある場合の置場距離はどうなるのか。	複数の容器置場がある場合は、合計した置場面積に応じた置場距離をそれぞれの容器置場から取ります。
○	○	○			Q9	火気距離①	火気取扱施設からの距離の基準はどのようなのか	火気距離は「製造設備(ガスを通る部分)」の外面を基準として離隔距離をとってください。ただし、移動式製造設備の場合については、停止場所(予め定めた駐車スペース)から火気取扱施設までの距離を確保しなければなりません。 離隔距離が取れない場合については、例示基準にしたがって流動防止措置を取る必要があります。
○	○	○			Q10	火気距離②	障壁を設置する上で留意点はあるか。	例示基準によるもののほか、次の点に留意してください。 ① 流動防止措置等のために設置する障壁には、開口部は設けないこと。 ② 製造等を行うガスが、可燃性ガス又は毒性ガスであって、空気より比重が大きい場合には、設置する障壁は2方向までとすること。
○	○	○			Q11	火気距離③	電気設備は「火気取扱施設」に該当するのか。	通常設置されて使用される電気設備は「火気を取り扱う施設」として取り扱います。 ただし、防爆性能を有する場合には「火気を取り扱う施設」には該当しません。

# 高圧ガス保安法 よくある質問集

令和5年4月1日時点

区分					No.	項目	質問	回答
製 造	貯 蔵	消 費	販 売	容 器				
○	○	○			Q12	防火設備	不活性ガスの設備に消火器の設置は必要か。	法令上、不活性ガスの設備には消火器設置の義務はありませんが、周辺火災などの危険性を考慮し、事業所の判断で消火器を自主設置してください。
	○	○			Q13	貯蔵量の考え方①	貯槽や容器置場が複数ある場合、貯蔵量は合算しなくてはならないのか。	以下に該当する場合は貯蔵量を合算します。 ア 消火設備内の高圧ガスで、配管接続されている場合 イ 消火設備内の高圧ガス以外の高圧ガスで、以下のいずれかに該当する場合 ①設備が配管で接続されている場合 ②容器と容器の間が22.5m以下 （障壁を設置した場合は11.25m以下、障壁を設置し、各容器置場面積が8m2以下の場合は6.36m以下） ③容器と容器以外貯蔵設備の間が30m以下 ④容器以外貯蔵設備と容器以外貯蔵設備の間が30m以下
○	○	○			Q14	貯蔵量の考え方②	高圧ガス事業所内にある、民生用の液化石油ガスは貯蔵量に合算しなくてはならないのか。	民生用の液化石油ガスは液化石油ガス法の適用を受けることから、貯蔵量に合算する必要はありません。同様に、液化石油ガス販売事業者が販売用に貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガスも貯蔵量に合算する必要はありません。
○	○	○			Q15	設備の変更①	交換する弁類など各種成績書について、有効期限はあるか。	成績書は、試験実施日から3年以内のものとしてください。
○	○	○			Q16	設備の変更②	高圧ガス設備を溶接補修する場合にはどのような手続が必要か。	取替えを伴わない高圧ガス設備の補修工事については、腐食、減肉、割れ等により現に技術上の基準に適合していないものについて行う溶接等の補修工事は変更許可(変更届)の手続きが必要です。
○	○				Q17	設備の変更③	交換使用する予備の弁類について、設置許可申請に併せて許可を受けることは可能か。	予備品の交換使用を前提とした許可はできません。
○					Q18	軽微な変更工事①	軽微な変更工事や届出不要な工事にはどういったものがあるのか。	別紙のチェックリストを参照ください。また、判断に迷うものがあれば、工事前の事前の相談をお願いします。
○	○				Q19	軽微な変更工事②	大臣認定品は交換を行う際に軽微変更の手続きで構わないとされているが、設備試験品も同じ取扱となるのか	高圧ガス設備試験はKHKが実施しているものであり、通達にもあるとおり設備試験品は軽微変更と同じ取り扱いとなります。
○	○				Q20	軽微な変更工事③	弁類の位置を他の弁類の位置と入れ替える場合には、どのような手続が必要か。	設置位置の変更は取替に該当しないため、変更許可(変更届)の手続きが必要です。ただし、「配管が付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更、迂回等」であれば軽微な変更工事となりますので、ご相談ください。
○	○				Q21	軽微な変更工事④	設備に、認定品を新規に取付ける場合は、軽微な変更の工事に該当するか。	新規に取付ける場合は、認定品であっても変更許可を受ける必要があります。
	○	○			Q22	軽微な変更工事⑤	取替えに際して許可及び届出が不要として扱われる可とう管の範囲はどこまでか。	充填又は受入に係る可とう管で「継手等」を介して高圧ホースまたは金属フレキ管が接続されているものについては、許可及び届出不要の可とう管として取り扱います。なお、継手等については対象外となりますので、変更許可(認定品であれば軽微変更届)が必要です。また、それ以外の可とう管については、保安上特段の支障がないものとして認められたもの(KHK基準に基づく検査に合格したもの等)への交換であれば、軽微変更となります。
○					Q23	軽微な変更工事⑥	ガス漏洩検知警報設備を変更するときは、どのような手続が必要か。	ガス漏洩検知警報設備を変更する場合には、「ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事」にあたるため、第一種製造事業所は変更後に遅滞なく「高圧ガス製造施設軽微変更届書」を提出する必要があります。第二種製造事業所は届出不要となりますが、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理してください。

# 高圧ガス保安法 よくある質問集

令和5年4月1日時点

区分					No.	項目	質問	回答
製 造	貯 蔵	消 費	販 売	容 器				
○					Q24	常用圧力の変更	①高圧ガス設備の常用圧力のみを変更するときは、どのような手続が必要か。 ②ブタン（1.06MPa）からプロパン（1.77MPa）に変更するときは、どのような手続が必要か。	高圧ガス設備の常用圧力のみを変更する場合や液化石油ガスのガス種の変更に伴い常用圧力のみを変更する場合には、「製造の方法の変更」に該当するため、常用の圧力を下げるだけの場合であっても、変更許可申請の手続が必要です。 完成検査については、以下のいずれかに該当すれば「特定変更工事」に該当しないため、不要となります。 ・設備の取替え等を伴わない常用の圧力のみの変更の場合 ・大臣認定品等への取替え又は設置位置の変更であって、処理能力の変更が20%以内の場合 ただし、完成検査が不要でも技術上の基準を満たす必要があるため、常用の圧力を上げる場合には特に、直近の開放検査結果等で貯槽等が上昇後の圧力条件下での耐圧気密試験に合格していることを証する必要がある。
○	○	○			Q25	移設①	高圧ガス設備を移設したいときはどのような手続が必要か。	高圧ガス設備を移設については、特定設備検査合格証や成績書等が有効期限内であり、かつ過去の使用経歴が明らかで、保管状態が良好であると認められるものに限り認められているため、移設したい場合は、通常必要な書類に加えて、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録の提出が必要となります。 移設を検討する場合は、必ず事前の協議をお願いします。
○					Q26	移設②	移動式製造設備を、許可を受けた事業所から別の事業所に移設する場合、法第20条に基づく完成検査は必要ですか。	移設後の容器置場等に係る保安距離状況を現地において確認する必要があるため、完成検査を省略することはできません。 なお、移動式製造設備本体の完成検査に限っては、高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合にあっては省略できます。
○	○	○			Q27	照明設備	設備には照明設備を設ける必要があるか。	バルブ等の操作に必要な照度を確保するため、照明設備を備えてください。 なお、可燃性ガスや特定不活性ガスの設備においては、防爆性能をもつ照明設備としてください。
○	○				Q28	貯蔵の方法①	早朝の配送に備えるため、前日のうちに車に容器を積んでおくことはできるのか。	長時間（目安：2時間以上）積載した状態は貯蔵とみなされるため、第一種貯蔵所の許可又は第二種貯蔵所の届出をしない限り、積んだ状態で夜を越すことはできません。 また、その際は貯蔵所に必要な基準は全て適合してもらう必要がある。
○	○				Q29	貯蔵の方法②	充てん所屋根又は容器置場屋根に太陽光パネルを設置したい。	原則として設置は推奨しません。 設置したい場合は、液石則6条1項7号や27号の基準を満たすことを示す書類を持参の上、事前に相談してください。
○					Q30	保安管理体制①	管理を委託した別会社の従業員を保安係員等に選任してもよいか。	選任する保安係員及びその代理人については、職務遂行に必要な権限等が事業者の規程及び委託契約において明確に定められていれば、管理を委託した会社の従業員を選任しても構いません。 しかし、高圧ガス製造施設の運転、管理を全面的に外部に委託する場合は、受託者が製造許可を取り直す必要があるので注意が必要です。
○					Q31	保安管理体制②	第一種製造事業者が夜間・休日に製造を行う場合、保安係員は常駐しなければならないか。	保安係員は高圧ガスの製造が行われている間は常駐する必要があります。三交代制などをとっている場合は、各班1名は保安係員がいるよう任命してください。
○					Q32	保安管理体制③	保安統括者等代理人は兼務してもよいか。	代理人については、規則に掲げる要件に該当する者であれば2以上を兼務しても構いません。 なお、保安主任者及び保安係員の代理人については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できません。
○					Q33	保安管理体制④	①一般高圧ガス製造施設の保安係員として「液石丙化」の免状所有者を選任してもよいか。 ②液化石油ガス製造施設の保安係員として「特別丙化」の免状所有者を選任してもよいか。	一般則第66条第2項では「丙種化学責任者免状」とあり、その免状は「特別試験科目合格者に限る。」とされていませんで、「液石丙化」の免状所有者を保安係員に選任しても構いません。 ただし、液化石油ガスの製造施設で1年以上の実務を経験した者の場合は一般則の毒性・酸素の区分には選任できないので注意が必要です。 また、液化石油ガス製造施設の保安係員についても、「特別試験科目合格者を除く。」とされていませんで、「特別丙化」の免状所有者を保安係員に選任しても構いません。 ただし、液化石油ガス若しくは可燃性ガスの製造施設で1年以上の実務を経験した者以外は選任できないので注意が必要です。

# 高圧ガス保安法 よくある質問集

令和5年4月1日時点

区分					No.	項目	質問	回答
製 造	貯 蔵	消 費	販 売	容 器				
○					Q34	危害予防規程	社名が変更になったが危害予防規程の変更が必要か。	規程に社名が明記されていれば、社名が変更になったことが分かる書類とともに変更届を提出してください。
○					Q35	保安検査	指定保安検査機関が行う保安検査において、貯槽等の開放検査を行ったとき、その検査結果の報告は必要か。	開放検査は保安検査の一部になるため、指定保安検査機関は保安検査結果報告書、事業所は指定保安検査機関保安検査受検届書を提出してください なお、県が実施する保安検査を受検する場合にあって、事前に開放検査を行った場合は開放検査の記録を保安検査時に確認しますので、検査記録の提出が必要です。
○					Q36	日常点検	医療用ガスの日常点検の項目は定められているが、様式がない。様式がなければ、行なわなくていいか。	日常点検は定められたものなので、実施する必要があります。 高圧法上では記録を残すことを指導するため、任意様式でいいので記録を残してください。
○					Q37	製造設備の休止①	製造施設の休止と廃止の違いは何か。	製造施設の使用再開が前提で、施設の一部を一定期間使用しない場合は「休止」、使用を再開しない場合や施設の全部を休止・撤去する場合は「廃止」として扱います。 休止の場合、休止期間中は保安検査を受検しなくてもよいですが、定期自主検査、保安係員の選任、保安教育等の実施など、製造施設に係る法令の基準の適用は残ります。 廃止の場合、当該製造施設に係る法令の基準の適用を受けませんが、再開時には、許可申請又は届出が必要となります。
○					Q38	製造設備の休止②	製造施設の休止及び再開をするときは、どのような手続が必要か。	以下の条件を満たすことを証する書面を添えて、「高圧ガス製造施設休止届書」を提出する必要があります。 ①高圧ガスの製造を1か月以上継続して中止する計画であること。 ②仕切板の挿入や短管の取外しにより、製造施設から明確に独立すること。 ③不活性ガスで置換するなど保安上の措置が講じてあること。 ④休止期限は最大3年とすること。 休止した特定施設の使用を再開するときは、再開前に保安検査を受検し法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを証する書面を添えて、「製造施設再開届書」を提出する必要があります。
○	○	○			Q39	廃止	設備を廃止する場合は、設備を撤去しなければならないか。	設備を撤去するか、ガスを回収し、設備の主要機器を縁切りすることにより、使用できない状態にしてください。
				○	Q40	販売①	冷凍設備（空調機器など）に冷媒ガスを補充する場合や、冷媒ガスが入った状態の冷凍設備を販売する場合は、高圧ガスの販売事業届が必要か。	冷凍設備に補充する冷媒ガスを販売する場合は一般則の販売事業届が必要です。 冷媒ガスが充てんされた冷凍設備を販売する場合については、販売する冷凍設備の1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが二酸化炭素、フルオロカーボン又はアンモニアの場合にあっては50トン）以上である場合に冷凍則の販売事業届が必要です。
				○	Q41	販売②	不活性ガスを販売する場合、販売主任者は必要か。	法令上、販売主任者を置く必要はありませんが、「販売責任者」を指名し、販売主任者と同等の業務を行わせるようにしてください。
				○	Q42	販売③	いわゆる取次ぎ販売（現品を直接取り扱わず、当該販売所以外の者によって高圧ガスの貯蔵及び配送を行う事業形態）でも高圧ガス販売事業に係る届出は必要か。	医療用の圧縮酸素のみを扱う取次ぎ販売については、届出不要になりますが、それ以外の場合は届出が必要です。
				○	Q43	高圧ガス容器の取り扱い	不要となった高圧ガス容器はどのように処分すればよいか。	購入した高圧ガス容器の処分については、購入先の販売店に相談してください。 ※高圧ガス容器又は附属品を廃棄する際は、高圧ガス保安法令及び基本通達に従い、使用することができないように処分してください。

# 高圧ガス保安法 よくある質問集

令和5年4月1日時点

区分					No.	項目	質問	回答
製 造	貯 蔵	消 費	販 売	容 器				
○	○	○			Q44	高圧ガスの漏えい	<p>高圧ガス設備において、軽微な漏洩が発生した場合は事故になるのか。</p> <p>経済産業省が示す「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」に従い、以下のいずれかに該当していれば事故として扱いません。</p> <p>①以下の全てを満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであること</li> <li>・噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であること</li> <li>・噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であること</li> <li>・人的被害のないこと</li> </ul> <p>②完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合</p>	

### 製造施設・貯蔵所の軽微変更チェックリスト(一般・液石)

1. 高圧ガス設備(高圧ガスが通る部分)の取替の工事であって、当該設備の処理能力(貯蔵能力)の変更を伴わないもの

設備・施設等の名称	取替設備の概要	許可	軽微変更	届出不要
貯槽、搭槽類		○		
内圧容器 酸化器	処理能力に変更のない、認定証が添付された特定設備に該当しないものへの取替		○	
	上記以外	○		
圧縮機 ポンプ ブロー	処理能力に変更のない全交換(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	耐圧性能に影響のない部品交換 上記以外	○		○
熱交換器、蒸発器	処理能力に変更のない、認定証が添付された特定設備に該当しないものへの取替		○	
	部品取替(邪魔版の取替) 上記以外	○		○
ディスベンサ・充填機	全て認定品(配管、ホース、フレキを除く)で構成されたものへの全交換(配管現場溶接あり)	○		
	全て認定品(配管、ホース、フレキを除く)で構成されたものへの全交換(配管現場溶接なし)		○	
	部品または充てん弁の取替(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	部品または充てん弁の取替(認定証が添付されたものへの取替) ホースの取替		○	○
ローディングアーム	全て認定品で構成されたものへの全交換		○	
	部品取替(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	部品取替(認定証が添付されたものへの取替)		○	
安全弁	吹出能力、吹出圧力に変更がある場合	○		
	吹出能力、吹出圧力に変更がない場合(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	吹出能力、吹出圧力に変更がない場合(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	放出管の位置の変更		○	○
逆止弁、ストレーナー スイベルジョイント	認定証が添付されたものへの取替以外	○		
	認定証が添付されたものへの取替		○	
減圧弁	設定圧力に変更がある場合	○		
	設定圧力に変更がない場合(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	設定圧力に変更がない場合(認定証が添付されたものへの取替)		○	
緊急遮断装置	操作機構全ての取替	○		
	弁本体の取替(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	弁本体の取替(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	操作位置の変更		○	
その他弁類	全交換(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	全交換(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	部品交換			○
配管継手	(短管を含む)増設又は耐震設計対象	○		
	溶接等の現場加工を伴う場合	○		
	溶接等の現場加工を管認定試験者が行う場合(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	溶接等の現場加工を管認定試験者が行う場合(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	溶接等の現場加工がない有資格者の施行 ガスケット、ボルト、ナットの取替	○		○
配管ルート変更	設備の取替に伴う変更で現場溶接なし		○	
	上記以外の場合及び耐震設計対象	○		
フレキシブルホース 金属フレキ管 ゴムホース	直接容器等に接続されないもの(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	直接容器等に接続されないもの(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	直接容器等に接続されるもの(移動式製造設備の中間ホースを含む)			○
液面計	クリンガー式等ガスが通る機構(認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	クリンガー式等ガスが通る機構(認定証が添付されたものへの取替)		○	
	差圧式液面計の全交換(バルブの認定証が添付されたものへの取替以外)	○		
	差圧式液面計の全交換(バルブの認定証が添付されたものへの取替)		○	
	差圧式液面計の表示部の交換			○
圧力計 圧力計発信機	同一方式以外への取替	○		
	同一方式以外への取替(メーカー保証のあるものへの取替)		○	
	同一方式への取替(防錆性能を含む)			○

1. 高圧ガス設備(高圧ガスが通る部分)の取替の工事であって、当該設備の処理能力(貯蔵能力)の変更を伴わないもの(続き)

設備・施設等の名称	取替設備の概要	許可	軽微変更	届出不要
温度計 液面計発信機 流量計	認定証が添付されたものへの取替以外	○		
	認定証が添付されたものへの取替		○	
	同一方式以外への取替(温度計のみ)			○
保安電源	バッテリー、電源配線等の部品、消耗品の取替			○
	上記以外		○	
静電気除去	アースの位置の変更			○
	上記以外		○	

2. ガス設備(ガスが通る部分)の変更工事

3. ガス設備以外(ガスが通る部分以外)の製造施設・貯蔵施設に係る変更工事

設備・施設等の名称	取替設備の概要	許可	軽微変更	届出不要
障壁、流動防止壁 防火壁	位置、構造の変更なし			○
	位置、構造の変更あり			○
容器置き場 プラットホーム 機械室等	増設又は位置の変更	○		
	位置の変更なし			○
	屋根材、壁材、床材等の材料変更 屋根材、壁材、床材等の取替補修			○
機械室等の 開口部、換気装置	換気能力に減少がある場合			○
	換気能力に減少がない場合			○
防護柵	貯槽防護柵、ディスベンサ防護柵の取替			○
	上記で位置や大きさの変更を伴う場合			○
漏えい検知警報設備	警報部、検知部の全交換			○
	警報部、検知部の位置の変更			○
	エレメント、配線部品等の取替			○
感振設備、除害設備				○
事務所	ガス検警報部、遮断弁・散水装置操作位置の変更			○
	その他建築物の増設			○
散水設備・防火設備	貯水槽・給水ポンプ			○
	散水配管・散水ノズル(口径や長さに変更がある場合)			○
	散水配管・散水ノズル(口径や長さに変更ない場合)			○
消火器				○
事業所境界線	位置の変更がある場合			○
	位置の変更がない場合			○
警戒標、貯槽の表示				○
基礎	耐震設計にかかるもの	○		
	耐震設計にかからないもの			○
防液堤、防爆電気設備				○
照明設備	防爆エリア内			○
	防爆エリア外			○
通報設備	位置、方式に変更がある場合			○
	位置、方式に変更がない場合			○

4. 製造施設(貯蔵施設)の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

配管の現場施工がないこと(閉止フランジをうつ作業は除く)

5. 開放検査時の仮設ローリーの設置及び撤去(フランジ接続に限る)